

佐賀県告示第二百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十一条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条の規定により、次のとおり指定医療機関から辞退の届出があつた。

平成二十四年十月十九日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	辞退年月日
北川歯科医院	佐賀市開成六丁目八番地 一八号	平成二二・六・一四